

～ 行政法の基礎を学ぶ ～

行政法

行政法の基礎知識を習得することで、仕事を進める上での根拠法令を意識して、自ら考える職員を育成し、組織対応力の向上を図る。

実施日程【2日間】

第1回 7月22日(金)・7月25日(月)

第2回 8月15日(月)・8月16日(火)

第3回 11月10日(木)・11月11日(金)

第4回 12月22日(木)・12月23日(金)

第5回 2月16日(木)・2月17日(金)

【各日程 9:00～17:00】

こんな方にお勧めです

行政法の基礎知識を学び、習得した知識を仕事に役立てたい職員



- 対象 主任以下の職員
- 定員 各回30名程度(予定)
- 講師 特別区法務実務経験者
- 場所 特別区職員研修所
(千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル4・5・6階)
(千代田区九段北1-1-4)

研修所の移転に伴い、実施会場が年度途中で変わります。詳細は受入後の案内でご確認ください。

【問合せ先】 特別区職員研修所 教務課 基本研修係 03-5298-3930～6

カリキュラム

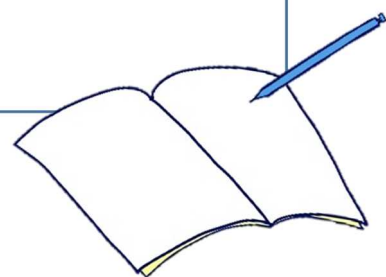
行政法の基礎を学ぶ

- ・法律による行政の原理
- ・行政法の位置付け
- ・行政法における基本原則 など

行政職員として押さえておくべき法的基礎知

- ・行政事件訴訟法
- ・行政手続法
- ・行政不服審査法
- ・国家賠償法 など

※ カリキュラムの一部が変更となる場合があります



受講者の声

行政行為を行うにあたり必要な基本的な法律を短期間で触れることができました。国賠訴訟や審査請求などいつ直面してもおかしくない身近な内容で、グループワークも日頃の勤務態度や業務を見直す機会になりました。

行政法の体系的整理に加え、判例により具体的事例を取り上げていただき、とても有意義な研修でした。

根拠条文を意識して、事実認定をする。職員であれば誰しもが求められることだと改めて感じました。その意識を持って、業務に取り組んでいきたいです。